

秋田市トラック運送事業者支援事業費補助金
(令和7年3月期) 交付要綱

令和7年3月18日
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を受けている本市で事業を行うトラック運送事業者を支援するために予算の範囲内で交付する、秋田市トラック運送事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) トラック運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、又は貨物軽自動車運送事業を経営する法人又は個人をいう。
- (2) 貨物軽自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）第2条に定める自動車のうち、貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車のことをいう。
- (3) 普通貨物自動車 省令第2条に定める自動車のうち、軽自動車を除いた貨物自動車運送事業の用に供する自動車のことをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の申請時まで事業を行っており、かつ、補助金の交付を受けた後にも事業の継続をする意思があるトラック運送事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 秋田市内に本支店・営業所等を有すること。
- (2) 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もし

くは構成員等が、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、申請時点で保有する、自動車検査証又は自動車検査証記録事項（電子車検証の場合）（以下「自動車検査証等」という。）の使用の本拠の位置を秋田市内に置く事業用車両（三輪の自動車、二輪の自動車および被牽引車（トレーラー）を除く。以下同じ。）について、車両の区分に基づき、別表で1台ごとに算定し決定する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類等の資料を令和7年5月30日までに市長に提出するものとする。

- （1）秋田市トラック運送事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）交付申請書兼請求書（様式第1号）
- （2）許可書その他の貨物運送事業を適法に営業していることを確認できる書類
- （3）申請する対象車両の自動車検査証等の写し（有効期限内のものに限る）
- （4）秋田市内に本支店・営業所等を有することを確認できる資料
- （5）補助金の振込先となる金融機関の名称および口座番号等に係る資料
- （6）その他市長が必要と認める資料

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に可否を決定し、秋田市トラック運送事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）交付決定通知書（様式第2号）又は秋田市トラック運送事業者支援事業費補助金（令和7年3月期）不交付決定通知書（様式第3号）により申

請者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、1 交付対象者につき 1 回を限度とする。

（補助金の交付方法）

第 7 条 補助金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付対象者に係る第 5 条第 5 号の資料に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第 8 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は秋田市トラック運送事業者支援事業費補助金（令和 7 年 3 月期）交付取消通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(1) この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令もしくは指示に違反があると認められるとき。

(2) 虚偽の申請、報告その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、特に市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第 9 条 交付決定者は、市長が前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第 10 条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求め、又はその職員にその事務所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は立入り、検査もしくは質問されたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 第 8 条から第 11 条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

別表（第 4 条関係）

1 台あたりの補助金額

車両の区分	単価
貨物軽自動車	4, 000円
普通貨物自動車	15, 000円